

人事行政の運営等の状況の公表

須賀川地方保健環境組合の人事行政運営の公平性・透明性を確保するために、令和6年度の職員の任用や勤務条件等の人事行政の状況について、別紙のとおり公表いたします。

令和7年10月24日

須賀川地方保健環境組合管理者 大 寺 正 晃

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用の状況(令和7年4月1日採用)

(1)一般行政及び再任用職員

	試験採用	選考採用	割愛採用	その他	計
一般行政(大学卒程度)					
一般行政(高校卒程度)					
一般行政(再任用)					
技能労務職(高校卒程度)					
計					0 人

(2)会計年度任用職員

	試験採用	選考採用	割愛採用	その他	計
会計年度任用職員					0 人

2 採用試験の実施状況(令和6年度)

(1)一般行政職

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	最終合格 者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般行政(大学卒程度)						
一般事務(高校卒程度)						
一般事務(高校卒程度・中途採用)						
技 術 (高校卒程度)						
技能労務職(高校卒程度)						
計						

(2)会計年度任用職員

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	最終合格 者数 (B)	競争率 (A)/(B)
会計年度任用職員						

3 退職の状況(令和6年度)

(1)一般行政職

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	免 職	その他	計
						0 人

(2)会計年度任用職員

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	免 職	その他	計
						0 人

4 昇任の状況(令和6年度)

部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(1)一般行政職

区 分 部 門		職 員 数 (人)					対 前 年 増 減 数 (人)				
		令3	令4	令5	令6	令7	令3	令4	令5	令6	令7
一般行政職	事務所	9	11	11	13	13	0	2	0	2	0
	し尿処理施設	4	3	2	0	0	0	△ 1	△ 1	△ 2	0
	ごみ処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	埋立施設	2	2	1	2	2	0	0	△ 1	1	0
	小 計	15	16	14	15	15	0	1	△ 2	1	0
技能労務職	し尿処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	埋立施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 合 計		15	16	14	15	15	0	1	△ 2	1	0

(2)会計年度任用職員

区 分 部 門		職 員 数 (人)					対 前 年 増 減 数 (人)				
		令3	令4	令5	令6	令7	令3	令4	令5	令6	令7
須賀川地方衛生センター		2	1	1	1	1	0	△ 1	0	0	0
休日夜間急病診療所		1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
計		3	2	2	2	2	0	△ 1	0	0	0

II 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、人事評価実施規程を制定し、人事評価を実施しています。

人事評価	種 類		実施期間	
	定期評価		毎年9月	
	条件付採用期間評価		採用の日から5ヶ月を満了する日	

令和6年度実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の事由
人数 (人)	14	14	0人	
割合	100%	100%	0%	

Ⅲ 職員の給与の状況

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳 人口(6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 89,750	千円 1,263,160	千円 288,969	千円 110,633	% 8.8	% 2.9

※ 構成市町村(須賀川市、鏡石町、天栄村)の人口

2 職員給与費の状況(普通会計予算)

(1)一般行政職

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
6年度	人 15	千円 52,396	千円 7,068	千円 20,126	千円 79,590	千円 5,306

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(2)会計年度任用職員

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
6年度	人 2	千円 4,816	千円 191	千円 1,846	千円 6,853	千円 3,427

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

(1)一般行政職

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
293,047 円	319,240 円	40歳4月	— 円	— 円	— 歳

(注) 平均給与月額は、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当を加算した額です。

(2)会計年度任用職員

会計年度任用職員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
204,050 円	210,750 円	50歳

(注) 平均給与月額は、通勤手当を加算した額です。

4 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		初任給
一般行政職	大学卒	230,300 円
	高校卒	198,000 円
技能労務職	高校卒	191,300 円
会計年度任用職員		186,700 円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
技能労務職	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし

(注)経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している年数をいいます。

6 級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

(1) 標準的な職務内容

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
一般行政職 (技能労務 職を含む。)	主事	主事	主任	主任主査	主幹	所長
	技師	技師	副主任技能員	主任技査	所長補佐	
	労務員	技能員	副主任労務員	係長		
	副技能員			主査		
	副労務員			技査		

(2) 再任用

区 分	2級	3級	4級	5級	6級
再任用	専門員	管理監	管理者が別に定める職務		

(3) 会計年度任用職員

区 分	1級
会計年度任用職員	定型的又は補助的な業務を行う職務、知識又は経験を必要とする職務

(4) 級別職員数(令和7年4月1日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	再任用	会計年度	計
一般行政職	職員数(人)	5 人	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人	2 人	2 人	17 人
	構成比(%)	29.4 %	5.9 %	11.8 %	5.9 %	17.6 %	5.9 %	11.8 %	11.8 %	100.0 %
技能労務職	職員数(人)	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	構成比(%)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
参考	1年前の一般行政職	29.4 %	11.7 %	5.9 %	11.7 %	11.7 %	5.9 %	11.7 %	11.7 %	100.0 %
	構成比技能労務職	%	%	%	%	%	%	%	%	%

※端数処理の関係上、構成比の合計が100%と一致しない場合があります。

7 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

(1) 期末手当・勤勉手当(一般職)

区 分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
6月期	1.25月分	1.05月分	2.3月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
12月期	1.25月分	1.05月分	2.3月分	
計	2.5月分	2.1月分	4.6月分	

(2) 期末手当・勤勉手当(再任用職員)

区 分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
6月期	0.7月分	0.5月分	1.2月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
12月期	0.7月分	0.5月分	1.2月分	
計	1.4月分	1.0月分	2.4月分	

(3) 期末手当(会計年度任用職員)

区 分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.25月分	1.05月分	2.3月分
12月期	1.25月分	1.05月分	2.3月分
計	2.5月分	2.1月分	4.6月分

(4) 退職手当

区 分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度	その他の加算措置
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	

(5) その他の手当

扶養手当	①父母、祖父母等	月額	6,500	円
	②満22歳の年度末までの子(R8.3.31までの経過措置)	月額	11,500	円
	③配偶者(R8.3.31までの経過措置)	月額	3,000	円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき	月額	5,000	円 加算
住居手当	①借家・借間 家賃の額に応じて最高28,000円まで			
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員			
	①交通機関利用者			
	ア 全額支給限度額 150,000円			
	イ 150,000円を超える場合 150,000円に、支給単位期間の月数を乗じて得た額			
	②自動車使用者 通勤距離に応じて3,000円～70,600円			
	③自動車以外の原動機付き交通用具使用者			
	通勤距離に応じて2,000円～35,300円			
管理職手当	所長 49,000円、主幹 39,000円			
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給			
児童手当	3歳未満	1月につき	15,000円	
	3歳以上	1月につき	10,000円	
	第3子以降	1月につき	30,000円	

8 給与及び給与制度状況

(1) 給与改定の状況

①月額給

区分	福島県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与月額 A	職員給与月額 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	379,303 円	368,969 円	10,334 円 (2.8 %)	2.8 %	2.8 %	3.0 %

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	福島県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の年間 支給割合 A	職員の年間 支給月数 B	差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	4.58 月	4.45 月	0.13 月	4.60 月	4.60 月	4.60 月

(2) 給与制度に関する改正の実施状況について

① 職員の給与に関する条例

人事院及び福島県人事委員会各勧告並びに国及び県の給与改定方針に基づく月例給、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当の引き上げ。

- ・月例給(適用日:令和6年4月1日)
- ・期末・勤勉手当(適用日:令和6年12月1日)
- ・宿日直手当 勤務1回ごとの支給上限を改正前 5,500円から改正後 5,600円に引上げ。

② 須賀川地方保健環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

月例給について、一般職員に準じて給料表を改定し、給料月額を引き上げ。

Ⅳ 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況

1 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

2 職員の年次有給休暇の取得状況

(1) 一般行政職(各年1月1日～12月31日)

附与日数	令和6年 平均取得日数	令和5年 平均取得日数
20日 (残った休暇の翌年への繰越 最大20日)	10.3 日	10.9 日

(2) 会計年度任用職員(各年4月1日～翌年3月31日)

附与日数	令和6年 平均取得日数	令和5年 平均取得日数
20日 (残った休暇の翌年度への繰越 最大20日)	16.5 日	19.5 日

3 介護休暇の取得状況(令和6年度)

	取得者数	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月を越え 2月以下	2月を越え 3月以下	3月を越え 4月以下	4月を越え 5月以下	5月を越え 6月以下
男性職員							
女性職員							
計	0 人						

4 育児休業の取得状況(令和6年度)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	令和6年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員							
女性職員							
計	0 人		0 人	0 人			

5 特別休暇について

結婚、出産、選挙権の行使、交通機関の事故その他の特別な事情により、職員が勤務しないことが相当である場合、それぞれの事由に応じて与えられる休暇である。

◆特別休暇の種類

事 由	休暇の期間
産前・産後休暇	産前8週間以内（多胎妊娠の場合14週以内） 産後8週間以内
つわりのための休暇	14日以内
配偶者の出産休暇	3日以内
育児サポート休暇（男性職員の育児参加のための休暇）	5日以内
育児時間のための休暇（生後1年6月未満）	1日2回各45分以内
子の看護等休暇（配偶者、2親等内の親族の看護や養育する子の在籍する学校等での行事、PTAへの参加等含む）	7日以内（対象となる子2人以上 10日以内）
生理休暇	その都度2日以内
忌引休暇	親族の区分により1日から10日の範囲内
夏季休暇	毎年6月1日から10月31日の期間内において5日以内
社会貢献を行うための休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
出生サポート休暇（不妊治療休暇）	5日以内（体外受精等の場合 10日以内）
父母、配偶者及び子の祭日	その都度1日以内
骨髄移植登録等のための休暇	必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間
証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
感染症予防法による交通制限、遮断を理由とする休暇	必要と認められる期間
災害等により交通を遮断された場合の休暇	必要と認められる期間
災害等による休暇（住居の滅失又は損壊、生活必需品の確保ができない場合等）	必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力の原因による休暇	必要と認められる期間
災害等による危機を回避するための休暇	必要と認められる期間
短期介護休暇	5日以内（要介護者2名以上 10日以内）

6 介護休暇について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的として取得する休暇である。

取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、通算6月の期間内（分割3回以下）において必要と認められる期間とされる。

なお、介護休暇により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額される。

7 介護時間について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的として取得する休暇である。

取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる期間とされる。

なお、介護時間により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額される。

V 職員の分限及び懲戒の状況(令和6年度)

1 分限処分の状況

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制等の改廃等により過員等を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
計					0 人

2 懲戒処分の状況

(1) 懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は怠慢					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行					
計					0 人

(2) 行為別懲戒処分者数内訳

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反関係					
公金公用物不正取扱い関係					
公務外非行関係					
道路交通法 違反関係	職務遂行中				
	そ の 他				
	計				
監督責任関係					
合 計					0 人

VI 職員のサービスの状況

サービス規律の遵守に関する取り組み

職員は、法令、条例、規則等に従い、住民全体の奉仕者として、公共の利益のために、その職務を民主的かつ能率的に遂行する義務と責任を負っています。

職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保については、機会あるごとに職員に周知徹底を図っています。

(令和6年度に実施した内容)

- 4月 安全運転の励行
- 10月 人間ドックの実施
- 11月 過労死等防止啓発
- 12月 健康診断の実施
- 1月 職員の綱紀保持及びサービス規律の徹底について
- 2月 ハラスメント防止に関する対策の策定及び周知
メンタルヘルス対策に関する計画の策定及び周知
- 3月 救急薬品の点検補充

Ⅶ 職員の研修の状況

1 職員研修の実施状況(令和6年度)

区 分	研 修 名		受講者数	実施団体
基本研修	新規採用職員(前期)研修		2 人	公益財団法人 ふくしま自治研 修センター
	新規採用職員(後期)研修		2 人	
	実行力アップ研修		1 人	
	新任課長研修		1 人	
	アート思考講座		1 人	
	折衝・交渉力養成講座		1 人	
	合意形成能力の養成講座		2 人	
	危機管理講座		1 人	
	レジリエンス講座(オンライン研修)		1 人	
小 計			12 人	
特別研修	実務コース	令和6年度第1回メンタルヘルスセミナー	1 人	福島県市町村 職員共済組合
		令和6年度福島県市町村衛生管理者協 議会総会及び研修会	1 人	福島県市町村 職員共済組合
		令和6年度第1回初任者研修会	2 人	福島県市町村 職員共済組合
		令和6年度メンタルヘルスマネジメント実 践研修会	2 人	福島県市町村 行政課
		建物総合・自動車損害共済事務研修会	2 人	公益社団法人 全国市有物件 災害共済会
		廃棄物処理施設技術管理者講習会	1 人	一般財団法人 日本環境衛生 センター
		甲種防火管理新規講習	1 人	一般財団法人 日本防火・防災 協会
		火葬場における官民連携手法の活用に関 するセミナー(オンライン)	2 人	厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課
小 計			12 人	
受講者合計			24 人	

VIII 職員の退職管理の状況

(1)退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為（契約、許認可等）をするように又はしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼等があった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

また、依頼等の内容がガスや電気の供給に関する契約など職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

(2)届け出・申告件数

ア 再就職者からの依頼を受けた場合の届出	該当なし
イ 再就職者による依頼等の承認申告	該当なし

Ⅸ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 健康診断等の実施状況

種 類	実施時期	受診者数
人間ドック	令和6年10・11月	4 人
生活習慣病予防検診等	令和6年12月	13 人
婦人科施設検診(子宮頸がん)	令和6年度	3 人
計		20 人

2 衛生・安全管理に関する取り組み状況

各種健康診断(人間ドック含む)の実施及び事後指導
公務災害防止の注意喚起及び対応方法の周知活動

3 公務災害の発生状況

区 分	発生件数
公務上の災害	0 件
通勤による災害	0 件
計	0 件

4 利益の保護の状況

(令和6年度の業務状況報告

令和7年7月22日付け7人委第382号 福島県人事委員会委員長報告)

(1) 勤務条件に関する措置の要求

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求

該当なし